資料2

## 規制改革ホットライン処理方針 (令和4年12月13日から令和5年1月20日までの回答)

# 共通課題対策ワーキング・グループ関連

提案事項	所管省庁 回 答	区分(案) (注)	別添の該当ページ
個人番号(マイナンバー)の銀行業務・事務での活用	対応	0	1
マイナンバーカードの活用	その他	0	2
民間事業者による電子証明書の発行番号の利活用促進	その他	0	3
自治体システム標準化の促進には「性能発注方式」の取組みが必要	現行制度下 で対応可能	0	4
バーチャルオンリー株主総会の開催要件の緩和	①②対応不 可	0	5
民間事業者による電子証明書の発行番号の利活用促進	その他	0	6
域外産業廃棄物の搬入規制の撤廃	現行制度下 で対応	0	7
古物営業法の各種手続きの電子化について	検討に着手	0	8
自動車税(種別割)の還付通知書の電子化について	検討に着手	0	9

#### (注)

0	各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
0	所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
Δ	再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付日	0 所管省庁への検討要請日 令和3年11月8日 回答取りまとめ日 令和5年1月20日
提案事項	個人番号(マイナンバー)の銀行業務・事務での活用
具体的内容	銀行業務・事務における個人番号(マイナンバー)の活用を可能としていただきたい。
提案理由	(現状認識)  ◆ デジタル・ガバメント閣僚会議の下部会合「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ」の検討課題として、「マイナンバー制度の利活用範囲の拡大」が挙げられ、金融分野として公金受取口座、複数口座の管理や相続等の利便向上、ATMによる口座振込(マネロン対策・特殊詐欺対策)、預貯金付番の在り方の検討が目下進められている。 【要望理由(1):顧客利便性の向上】 ◆ 地公体と金融機関で住民情報データを共有し、顧客情報(住所・氏名)が即時更新できる仕組みの構築により、金融機関における口座と顧客情報のデータ整備が効率的且つ正確に行われ、顧客利便性も向上する。 【要望理由(2):マネロン・テロ資金供与対策、地公体・銀行双方の業務効率化】 ◆ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドラインの改正が予定され、より一層、厳格な顧客管理が求められる中、官民間の個人番号(マイナンバー)情報の共有により、正確な住民情報と口座を紐づけることで、より効率的且つ厳格な管理が可能となる。 ◆ 地公体等からの預金口座照会対応、税金収納・還付事務、預金差押え事務等について、個人番号(マイナンバー)の共有により正確な住民情報を用いた索引を可能とし、効率的且つ正確な対応が可能となる。 ◆ 上記要望理由を踏まえ、金融分野におけるマイナンバーの活用について、より一層の議論をお願いしたい。
提案主体	全国銀行員組合連合会議
制度の現状	所管省庁 デジタル庁金融庁総務省 マイナンバーは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に定められた社会保障・税・災害対策分野の行政事務や、これに関して行われる事務において、必要な限度で利用可能とされています。そのため、現行の法令上、金融機関は、預金保険機構が預金者等の債権額の把握のために行う資料提出の求めへの回答や、税務署が行う税務調査の預貯金照会への対応等において、マイナンバーを利用することができます。 「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ」での検討も踏まえ、令和3年5月12日に成立した「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」の第9条の規定により、金融機関は、預金保険機構に対し、預貯金者の本人特定事項(氏名、住所及び生年月日)及びマイナンバーを正確かつ最新の内容に保つために必要な情報の提供を求めることができることとされました。さらに、同じく令和3年5月12日に成立した「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」により「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」が改正され、令和5年5月16日より、マイナンバーカードによる公的個人認証サービスにおいて、主務大臣の認定を受けた金融機関等の民間事業者を含む署名検証者は、住民本人の事前の同意があるときは、地方公共団体情報システム機構から、住民の最新の住所等の基本4情報の提供を受けることができるようになります。
該当法令等	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条 ・預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律第9条 ・デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第48条 ・電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第18条第3項
対応の分類	対応
対応の概要	「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」については、法律の公布日から3年以内に施行することとなっており、施行に向け、準備を進めております。また、最新の住所等の基本4情報の提供に関しては、円滑な施行に向けて、準備を進めております。

区分(案)

番号:2 共通課題対策班関連

受付日	0 所管省庁への検討要請日 令和3年11月8日 回答取りまとめ日 令和5年1月20日	
提案事項	マイナンバーカードの活用	
具体的内容	マイナンバーカードの活用を今まで以上に積極的に行うべきである。 具体的にはコロナワクチン接種券情報との紐づけや国家資格の取得状況との紐づけなどが考えられる。	
現在はマイナンバーカードの発行率が上がっては来ているもののまだまだ十分とは言えない。 その根底にあるのはマイナンバーカードを取得することによるメリットが少ないからである。 そしてその原因はマイナンバーカード未取得者が不利益を被らないようにすることが第一に考えられているためマイナンバーカードを取得しなくても困ることがないからである。 この方針を抜本的に見直し、マイナンバーカード取得者が暮らしやすい社会の構築に重きを置くべきであると考える。 マイナンバーカードの取得にはなにか特別な条件が必要ではないのだから、未取得者の生活が多少不便になっても差別とはいえないであろう。 今日の事例で言えばワクチンの接種券情報と紐づけさえできれば、財布一つ持つだけで接種を受けることができるし、重複して規定回数以上の接種を受けるということを防げるだろう。		
提案主体	個人	

	所管省庁	デジタル庁
制度の現状	ト」である。国民がずいり、これまで、・健康保険証としている。 ・健康保険証としている。 ・健康保険証としている。 ・変剤情費の情報の情報の関係がある。 ・国内外で利用ンのがある。 ・転職・医療に関する。 ・健康・医療に関する。 ・健康・医とが実現	記念情報の閲覧・利用(令和3年10月開始)、 問覧・利用(令和3年11月開始)、 記なワクチン接種証明書の取得(令和3年12月開始) 法大に取り組んできているところ。 カードを健康保険証として利用することで、例えば、 )切り替えが不要になる る多くのデータに基づいたより良い医療を受けていただくことができる できる。 今般、「マイナンバーカードと健康保険証の一体化」を進めるため、2024年秋に保険証の廃止
該当法令等	0	
対応の分類	その他	
対応の概要	・運転免許証との一・在留カードとの一体	・の機能(電子証明書)のスマートフォンへの搭載(令和5年5月予定) 体化(令和6年度末から少し前倒しを検討) 体化(令和7年度) の向上に取り組んでまいりたい。

区分(案)	0
-------	---

受付日	0 所管省庁への検討要請日 令和4年1月11日 回答取りまとめ日 令和5年1月20日
提案事項	民間事業者による電子証明書の発行番号の利活用促進
具体的内容	行政が保有する個人番号カードに紐づく電子証明書の発行番号につき、顧客本人の事前同意を前提に、電子証明書の発行番号の更新情報を自動的に民間事業者に連携できるようにしていただきたい。
提案理由	・現行の仕組みでは顧客が保険会社に対し個人番号カードの情報を登録しても、最長5年で電子証明書の有効期限を迎え更新手続きを行った後に、再度保険会社に対し個人番号カードの情報を登録し、個人番号カードに紐づく電子証明書の発行番号の更新情報を民間事業者に連携する必要がある。 ・今後、個人番号カードの利活用を保険会社にて進めていくにあたり、保険会社における個人番号カードの利活用場面として、例えば年金支払時の現況確認が挙げられるが、現況確認は年金の契約形態により10年、20年と長期に亘るため、顧客は最低でも5年に一度保険会社に対する登録手続が必要となる。 ・電子証明書の発行番号の更新情報を自動的に民間事業者に連携できるようになれば、顧客からの申出がなくとも現況確認が可能となり、国民の利便性向上に資する。
提案主体	生命保険協会
	所管省庁 デジタル庁総務省 利用者証明用電子証明書が更新された場合に、更新前と更新後それぞれの利用者証明用電子証明書の保有者の同一性を確認できないことに対応するため、民間事業者向けの付加サービスとして、新しい利用者証明用電子
制度の現状	証明書のシリアル番号を用いて公的個人認証サービスに問い合わせると、1世代前の利用者証明用電子証明書のシリアル番号を提供するサービスを、平成29年1月から開始。
該当法令等	0
対応の分類	その他
対応の概要	利用者証明用電子証明書が更新された場合に、更新前と更新後それぞれの利用者証明用電子証明書の保有者の同一性を確認できないことに対応するため、民間事業者向けの付加サービスとして、新しい利用者証明用電子証明書のシリアル番号を用いて公的個人認証サービスに問い合わせると、1世代前の利用者証明用電子証明書のシリアル番号を提供するサービスを、平成29年1月から開始しています。なお、署名検証者の求めがあった場合で本人同意があるときは、直接本人に照会することなく、住民の最新の住所情報等を取得することが可能となる仕組みを構築し、令和5年5月16日にサービス開始を予定しております。
1	<del></del>

区分(案)

受付日	0 所管省庁への検討要請日 令和4年12月15日 回答取りまとめ日 令和5年1月20日
ha	
提案事項	自治体システム標準化の促進には「性能発注方式」の取組みが必要   デジタル庁は、自治体システムの「標準仕様書」を示すことにより、2025年を目処としたシステムの標準化を各自治
具体的内容	「デンタル」「は、自治体システムの「標準に稼責」を示すことにより、2023年を自処としたシステムの標準化を各自治体に促しています。しかし、この施策は、我が国の多くの民間企業の基幹系システム更新プロジェクトの失敗・頓挫を招いてきたところの、他国に類を見ない「仕様発注方式」の取組み方に他なりません。それゆえ、自治体システム標準化を促進するには、グローバルスタンダードな「性能発注方式」の取組み方、つまり、組織としての意思統一を図るための「開発計画書」と、最適なベンダーを選定して要求要件を漏れなく伝えるための「要求水準書」を作成して、これらに則ってプロジェクトを運営するといった取組み方が必要不可欠です。
提案理由	自治体の基幹系システムの標準化の成否は、ソフトウェア開発委託の成否次第です。ところが、我が国では、ソフトウェア開発委託による民間企業の基幹系システムの更新失敗が頻発しており、その失敗の責任を巡って裁判沙汰となった事例も少なくありません。このような事例に共通するのは、いずれも「仕様発注方式」の取組み方であったことです。それゆえ、自治体の基幹系システムの標準化についても、「仕様発注方式」の取組み方のままでは、システムの標準化に失敗・頓挫する自治体が全国で続出する恐れがあります。ここで、「仕様発注方式」とは、「発注側が指示したとおりに作ってくれ」といった発注方法ですから、ソフトウェア開発に失敗した時の責任の所在が不明確となりがちですし、「ニーズとシーズのベストマッチング」に基づく「システムの全体最適化」も困難です。このため、自治体の基幹系システムの標準化を成功させる鍵は、「性能発注方式」の取組み方の他には無いと言えます。「性能発注方式」とは、「このような機能と性能を備えたものを作ってくれ」といった発注方法ですから、ソフトウェア開発失敗時の責任の所在が明らかとなりますし、「ニーズとシーズのベストマッチング」に基づく「システムの全体最適化」も容易に実現できます。そこで、このような「性能発注方式」を実践していくには、次の二つのステップが重要となります。1 現状の課題・課題解決方策の概要・課題解決により期待される効果を記した「開発計画書」を作成して、組織トップまでの意志統一を図ること。
提案主体	
	所管省庁 デジタル庁
制度の現状	「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」において、情報システムに関する調達について、調達に先立ち、要件 定義がプロジェクトの目標を達成する上で、極めて重要な工程であること、調達方式の検討にあたり、価格及び性 能、機能、技術等をもって落札者を決定する総合評価方式の採用について記載しています。
該当法令等	デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン(令和4年4月20日 デジタル社会推進会議幹事会決定)
対応の分類	現行制度下で対応可能
対応の概要	「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」において、情報システムに求める要件として、機能要件及び非機能要件(性能や信頼性、拡張性、運用性、セキュリティ等)を明らかにするため、調達に先立ち、要件定義を行うものとしており、情報システムに関する調達については、一般競争入札を原則とし、調達案件が価格以外の技術的要素を評価することが必要と認められる場合は、総合評価落札方式により性能、機能、技術等の評価を行うこととし、評価方法について、調達内容の特性を踏まえ、重要視する評価事項を考慮の上、加点の配分割合の重点化等を行うなど、優れた提案が評価されるよう工夫することとしています。また、「発注者が最適な仕様書を作成できない」または「入札に付しても一者による応札が高いと想定される」情報システム等の調達を対象に、機動的かつ効率的、効果的なシステム整備に資するよう、契約締結前に、複数事業者と提案内容について技術的対話を可能とする調達・契約方法である「技術的対話による調達方法」の試行運用に取り組んでいます。  提案いただいた「性能発注方式」は、一定要件以上の要件は各社による技術提案にすることや、技術対話により要件を決めていくことにより現行制度においても実現可能と考えており、上記の通り、『優れた提案内容を評価する』『技術的対話による調達方法』などをガイドすることで、発注者に選択肢を提示し、案件ごとに最適な調達が出来るように促しております。
	引き続き、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)に基づき、デジタル庁は、情報システムに関する政府調達の参入手続における公平性や迅速性の確保、アジャイル開発等の手法への対応、クラウドを活用したサービス開発などを念頭に、スタートアップをはじめ革新的な技術を有する民間事業者の参入促進による担い手拡大及び調達迅速化等に向け、施策の検討を進めていきます。

区分(案)	0
-------	---

受付日	0 所管省庁への検討要請日 令和4年12月15日 回答取りまとめ日 令和5年1月20日
提案事項	バーチャルオンリー株主総会の開催要件の緩和
泛木平久	バーチャルオンリー株主総会を上場会社が利用しやすくするために、以下の規制緩和、少なくとも②の産業競争力強
	化法の要件緩和についてご検討いただきたい。
	①会社法298条1項1号における場所の規定についての解釈または条文の変更(バーチャルオンリーによるものも可と する内容)
具体的内容	②産業競争力強化法66条1項における、経済産業大臣ならびに法務大臣による確認を不要にすること(確認が無くと
2011.01.10	も、定款の変更、ならびに総会招集の都度の省令要件充足確認で、株主の利益を確保した上でバーチャルオンリー 株主総会を開催することが可能と思われるため)。もしくは、両大臣への手続きプロセスの緩和が難しい場合は、定款
	□株主総会を招集する場合には、株主総会の「場所」を定めなければならないと規定されている(会社法298条1項1号)。「場所」は、
	株主が質問し説明を聴く機会を確保するため、物理的に入場することができる場所でなければならないと解されている。
	「「」産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」の施行(2021年6月)により、会社法の特例として、「場所の定めのない株主総会(バーチャルオンリー株主総会)」に関する制度(以下、「本制度」)が創設。
	口本制度では、上場会社は、省令要件の該当性について経済産業大臣および法務大臣の確認を受けた場合に限り、株主総会を「場
	所の定めのない株主総会」とすることができる旨を定款に定めることができ、この定款の定めのある上場会社については、バーチャールオンリー株主総会の開催が可能となっている。
	く状況> ロボーロー・地の影響等により、パブリッド/世帝、参加、刑の・ボース・リーサート総合は会演に温速している(2020年 104年 2001年
	【新型コロナ禍の影響等により、ハイブリッド(出席・参加)型のバーチャル株主総会は急速に浸透している。(2020年:194社、2021年 501社、2022年は800社程度を予想。要望提出会社調べ)
	ロー方、バーチャルオンリー株主総会は、ハイブリッド型に比べて件数が非常に少ない状況となっている。(2021年:3社、2022年1~3
	月:6社。要望提出会社調べ) <問題認識>
	ロバーチャルオンリー株主総会が少ない理由の一つとして、ハイブリッド型バーチャル総会に比べて、総会での定款変更議案の審議
	プロセスに加え、事前に両大臣への確認を得るための申請手続の負担もあることが推察され、バーチャルオンリー株主総会を上場会社が利用しやすくする必要がある。
	<バーチャル株主総会の実務の状況等を踏まえた規制改革の必要性>
	ロバーチャルオンリー株主総会に対する、各機関投資家の議決権行使基準や考え方の公表も進み、既に資本市場において上場会 社は株主の利益の確保等、規律ある株主対応が求められている状況である。
担安理古	「こかつ、省令要件で求められる、通信障害への対策やインターネットを使用することに支障のある株主の利益確保については、ハイブリッド型バーチャル総会の急速な浸透により、予備日の採用や書面行使の推奨、視聴室の設置、通信機器の貸出など、対策・エ
提案理由	プリット型パーチャル総会の志述な浸透により、予備日の採用や書面行使の推奨、視聴至の設直、通信機器の貢出など、対策・エ
	にまた、バーチャルオンリー株主総会に関する省令要件については、両大臣の確認を得た後も、総会の都度、招集決定の前に要件
	を満たしている必要がある旨が定められており、招集決定者(上場会社)において満たしていることの確認をすることとなっている。 (産業競争力強化法に基づく場所の定めのない株主総会に関するQ&A(令和3年6月16日 経済産業省、法務省公表))
	口なお、リモートワークや、民間ならびに公の各種会議体等におけるオンライン会議等の浸透を踏まえると、(株主が質問し説明を聴く機会を確保するために物理的に入場できる)場所を定めなければならないとする会社法298条1項1号の規定そのものが、デジタル
	「代儀会を確保するに初に初生的に人場できる」場所を定めなければならないとする会社法298余「項」号の規定でのものが、デジダル「化を強く推進する現在の本邦の施策と齟齬が生じつつあるとも考えられる。
	□上記を鑑み、バーチャルオンリー株主総会を上場会社が利用しやすくするために、以下の規制緩和、少なくとも②の産業競争力強化法の要件緩和についてご検討いただきたい。
	①会社法298条1項1号における場所の規定についての解釈または条文の変更(バーチャルオンリーによるものも可とする内容)
	②産業競争力強化法66条1項における、経済産業大臣ならびに法務大臣による確認を不要にすること(確認が無くとも、定款の変更、ならびに総会招集の都度の省令要件充足確認で、株主の利益を確保した上でバーチャルオンリー株主総会を開催することが可
	要、ならいに総会指集の都度の有事要件元定確認で、株主の利益を確保したことでハーデャルオフリー株主総会を開催することが可能と思われるため)。もしくは、両大臣への手続きプロセスの緩和が難しい場合は、定款変更後、初めてバーチャルオンリー株主総 
	会を開催するまでの間に、両大臣には「報告」を行う、とすること
	□ の見直しにより、バーチャルオンリー総会の普及促進による産業競争力の強化に加え、電子提供制度の開始の流れを汲んだ、 株主総会における一連プロセスのデジタル化促進につながる。
提案主体	一般社団法人 信託協会
	所管省庁    法務省経済産業省
	会社法298条1項1号では、株主総会を招集する場合には、株主総会の「場所」を定めなければならないとしており、株
	主総会の「場所」は、株主が質問し説明を聴く機会を確保するため、物理的に入場することができる場所でなければならないと解されています。
	そこで、産業競争力強化法において、会社法の特例として「場所の定めのない株主総会」に関する制度を創設し、
	バーチャルオンリー株主総会の開催を可能としています。これにより、上場会社は、経済産業大臣及び法務大臣の確
制度の現状	認を受けた場合に限り、株主総会を「場所の定めのない株主総会」とすることができる旨を定款に定めることができ、   この定款の定めのある上場会社については、バーチャルオンリー株主総会の開催が可能です。
	現状、2021年6月に本制度が創設されてから1年半が経過しており、2022年12月31日時点で、バーチャルオンリー株
	主総会の開催を可能とする定款変更を行った会社は351社、バーチャルオンリー株主総会を実際に開催した会社は
	30社となっています。
該当法令等	①会社法第298条第1項第1号 ②産業競争力強化法66条第1項、産業競争力強化法に基づく場所の定めのない株主総会に関する省令第1条・第2
改当本下寺	条
対応の分類	①②対応不可
	①会社法298条1項1号に係る規律については、以下②の産業競争力強化法における制度の存在及び状況に鑑みる
	と、現時点で改正の必要はないと考えております。   ②現行制度において両大臣の確認の手続きを設け、定款変更に先んじて、「通信の方法に係る障害に関する対策に
	ついての方針」及び「通信の方法としてインターネットを使用することに支障のある株主の利益の確保に配慮すること
	についての方針」等の内容を確認することとしている趣旨は、通信障害により議決権行使や質問・動議を含む株主の
	権利行使に生じる影響や、インターネットの使用に支障のある株主の利益等を考慮した方針を定めることを企業に求め、適切な対応を促すことにあります。本制度は2021年6月に施行された比較的新しい制度であり、一定の活用事例
	が積みあがってきているものの、上記の制度趣旨の重要性を低下させる事情が生じているとは言い難いと考えており
	ます。また、両大臣の「確認」に係る申請において記載が求められる事項は、基本的に箇条書きによる簡潔なものが
対応の概要	想定されていることに加え、審査基準を設けて具体的な記載例を提示していること、申請に必要な期間も、事前の相 談から確認申請書の交付まで通常1か月半から2か月程度で完了していること等を踏まえれば、場所の定めのない株
ハコッショル女	
	ます。
	また、制度上は、定款変更がなされた会社では即時にバーチャルオンリー株主総会の開催が可能となるため、定款 変更に先んじて両大臣の確認を得るプロセスにより適切な運営を促すという観点から、両大臣に事後的な「報告」を
	変更に无んして個人足の確認を待るプロセスにより週切な連呂を促りという観点から、個人足に事後的な「報告」を   するだけでは不十分と考えており、また、現状の手続きの簡潔さ等に鑑みれば、事後的な「報告」とすることにより企
	業の手続負担が大きく軽減するとも思われません。
	なお、上記は現時点における見解であり、例えば、実績・ノウハウの蓄積や通信技術の安定性の向上等の状況変化 により、将来的に対応を検討することを否定するものではなく、不断の見直しを行っていく予定です。
	この ハーコ 不見 コーク 3 かと ここと 日 た チ の 0 0 0 この め 1、17 例 0 元 臣 し と 1 1 フ こ り 1 7 た し チ 。

受付日	0 所管省庁への検討要請日 令和4年12月15日 回答取りまとめ日 令和5年1月	20日
	<u> </u>	
提案事項	民間事業者による電子証明書の発行番号の利活用促進	
具体的内容	行政が保有する個人番号カードに紐づく電子証明書の発行番号につき、顧客本人の事前同意を前提に、電子書の発行番号の更新情報を自動的に民間事業者に連携できるようにしていただきたい。	証明
提案理由	・現行の仕組みでは顧客が保険会社に対し個人番号カードの情報を登録しても、最長5年で電子証明書の有対限を迎え更新手続きを行った後に、再度保険会社に対し個人番号カードの情報を登録し、個人番号カードに紐で電子証明書の発行番号の更新情報を民間事業者に連携する必要がある。 ・今後、個人番号カードの利活用を保険会社にて進めていくにあたり、保険会社における個人番号カードの利活場面として、例えば年金支払時の現況確認が挙げられるが、現況確認は年金の契約形態により10年、20年と長に亘るため、顧客は最低でも5年に一度保険会社に対する登録手続が必要となる。 ・電子証明書の発行番号の更新情報を自動的に民間事業者に連携できるようになれば、顧客からの申出がなく現況確認が可能となり、国民の利便性向上に資する。  〈根拠法令〉※該当が多いため、提案理由に記載させていただきます。住民基本台帳法別表第一電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(番号法)第2条第3項、第34条第3同法施行規則第23条、第58条行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第2条第8項、第9条、第条柱書き、第7号、第13号、第29条第1項、附則第6条第1項、第5項、第6項、別表第一、別表第二「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(公的個人認証法)」	づく 用期 くとも 項、
提案主体	一般社団法人 生命保険協会	
	所管省庁 デジタル庁総務省	
制度の現状	利用者証明用電子証明書が更新された場合に、更新前と更新後それぞれの利用者証明用電子証明書の保有同一性を確認できないことに対応するため、民間事業者向けの付加サービスとして、新しい利用者証明用電子書のシリアル番号を用いて公的個人認証サービスに問い合わせると、1世代前の利用者証明用電子証明書のアル番号を提供するサービスを、平成29年1月から開始。	証明
該当法令等		
対応の分類	その他	
対応の概要	利用者証明用電子証明書が更新された場合に、更新前と更新後それぞれの利用者証明用電子証明書の保有同一性を確認できないことに対応するため、民間事業者向けの付加サービスとして、新しい利用者証明用電子書のシリアル番号を用いて公的個人認証サービスに問い合わせると、1世代前の利用者証明用電子証明書のアル番号を提供するサービスを、平成29年1月から開始しています。なお、署名検証者の求めがあった場合で本人同意があるときは、直接本人に照会することなく、住民の最新の信報等を取得することが可能となる仕組みを構築し、令和5年5月16日にサービス開始を予定しております。	証明シリ

区分(案)

受付日	0 所管省庁への検討要請日 令和4年12月15日 回答取りまとめ日 令和5年1月20日
提案事項	域外産業廃棄物の搬入規制の撤廃
具体的内容	域外搬入規制を完全撤廃すること。撤廃をするまでの間は、優良認定を受けた産業廃棄物処理業者に産業廃棄物の処理を委託する場合に限り、域外搬入規制の適用除外とすること。
提案理由	・廃棄物処理法における行政の権限は、都道府県・政令市に移管されているが、都道府県・政令市において、法律に根拠規定のない域外産業廃棄物の搬入規制等が講じられている。 ・当協会は、2021年度に、優良認定を受けた産業廃棄物処理業者に産業廃棄物の処理を委託する場合は、域外搬入規制の適用除外とする旨の提言を行い、環境省は「地方自治体に対して事前協議の見直しを要請している。」と回答しているものの、現状において、事前協議が存続しており、改善されている状況にない。・域外搬入規制を完全撤廃すること。撤廃をするまでの間は、優良認定を受けた産業廃棄物処理業者に産業廃棄物の処理を委託する場合に限り、域外搬入規制の適用除外とすること。
提案主体	公益社団法人リース事業協会
	所管省庁    環境省
制度の現状	事前協議制等による域外からの産業廃棄物の流入規制は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)の規定に基づくものではなく、都道府県等が自主的に設けているものです。
	なし
<u> </u>	  現行制度下で対応
対応の概要	環境省としては、事前協議制等による域外からの産業廃棄物の流入規制のような廃棄物処理法の趣旨・目的に反し、同法に定められた規制を超える要綱等による運用については、必要な見直しを行うことにより適切に対応されるよう、「廃プラスチック類等に係る処理の円滑化等について」(令和元年5月20日廃棄物適正処理推進課長・廃棄物規制課長通知)や「災害により生じた産業廃棄物の処理の迅速化について」(令和元年9月3日廃棄物規制課長通知)等にて各都道府県等に対し要請しております。また、「優良産廃処理業者認定制度の運用について」(令和2年4月1日廃棄物規制課長通知)にて、流入規制の撤廃等がなされていない場合については、優良産廃業者に対しては流入規制を免除する等の措置を講じ、優良産廃業者による適正処理の促進を図るべきとしています。さらに、全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議等においても、産業廃棄物の処理の滞留につながるような自治体の不合理な流入規制の廃止や緩和を速やかに実施されたい旨、改めて要請を行っております。

区分(案)

受付日	0 所管1	省庁への検討要請日	令和4年12月15日	回答取りまとめ日	令和5年1月20日
提案事項	古物営業法の各種手続き	の電子化について			
具体的内容	古物商に係る各種届出の	電子化を早急に進める	らこと。		

2020年度の当協会の提言に対し、「古物営業法に係る申請等に係る書面規制・対面規制の在り方について検討を 進める。」と回答されているが、電子化の検討を早急に進め、実現すること。

| 提案主体 公益社団法人リース事業協会

	所管省庁	警察庁
制度の現状		24年法律第108号)に係る申請等の様式については、古物営業法施行規則(平成7年国家公安)で規定されており、書面により、都道府県公安委員会に提出することとされています。
該当法令等	古物営業法(昭和2	4年法律第108号)第5条第1項、第7条
対応の分類	検討に着手	
対応の概要	可能とする「警察行ます。本サイトは当 おります。	り利便性向上のため、令和3年6月1日から、一部の手続を対象としてオンラインでの申請等を 政手続サイト」の試行運用を開始しており、順次、本サイトで申請できる対象手続を追加しており 面の試行として運用しておりますが、より利便性の高いシステムの導入についても検討を進めて を踏まえ、対象手続に古物営業法に係る手続を追加することについて、引き続き検討を進めて

区分(案)	©
-------	---

受付日	0 所管省庁への検討要請日	令和4年12月15日	回答取りまとめ日	令和5年1月20日
-				
提案事項	自動車税(種別割)の還付通知書の電子化につい	ハて		
	現状、自動車税(種別割)の納付については、電子データにて受領できるようにして頂きたい。	子データでの対応が可	能となっているが、	還付通知についても電
提案理由	ペーパーレスの推進と業務の大幅な効率化を図	ることができる。		
提案主体	公益社団法人リース事業協会			

	所管省庁 総務省
制度の現状	自動車税(種別割)の還付通知に関する手続については、各地方団体において定める規則等に基づいて行われていますが、現状の運用では還付通知書を書面により送付して行うことが一般的であると承知しています。
該当法令等	地方税法(昭和25年法律第226号)第17条
対応の分類	検討に着手
対応の概要	・還付通知等の地方税関係通知のデジタル化については、学識経験者、地方団体、経済団体や金融団体等から構成される「地方税における電子化の推進に関する検討会」の下に、実務者ワーキンググループを設け、令和4年3月から検討を行いました。実務者ワーキンググループのとりまとめを9月に策定し、このとりまとめを踏まえた議論を、同月から検討会本体においても行い、とりまとめを11月に策定しました。今後も還付通知等の電子化に向けて具体的に検討してまいります。

区分(案)	0
-------	---

## 規制改革ホットライン処理方針 (令和5年1月21日から令和5年2月16日までの回答)

### 共通課題対策ワーキング・グループ関連

提案事項	所管省庁 回 答	区分(案) (注)	別添の該当 ページ
(マイナンバー)本人確認書類について、本人確認を対面で行う場合の取扱いについて	対応不可	0	1
自動車登録変更時等における書類の原本還付について	検討を予定	<b>©</b>	2
社会的損失の抑止に向けた相続手続の効率化	①現行制度 下で能 ②遺産分き 強議につき は議誤認。遺計 につき検討 予定。 ③その他	0	3
(マイナンバー)本人確認書類について、本人確認を対面で行う場合の取扱いについて	対応不可	0	4
自治体DXの更なる加速・完全実施に向けた後押し	現行の制度 下で対応可 能	0	5

#### (注)

0	各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
0	所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
Δ	再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

### 提案内容に関する所管省庁の回答

共通課題対策班関連 番号:1

受付日	0 所管省庁への検討要請日 令和4年1月11日 回答取りまとめ日 令和5年2月16
提案事項	(マイナンバー)本人確認書類について、本人確認を対面で行う場合の取扱いについて
具体的内容	「個人番号利用事務等実施者(個人番号利用事務実施者及び個人番号関係事務実施者)は、マイナンバー法領16条の規定により、本人から、マイナンバーの提供を受けるときには、本人確認を行う必要がある(この本人確認は、身元確認と番号確認の2つの確認を行う必要がある)。 「本人確認書類について、本人確認を対面で行う場合は、本人確認書類(原本)の「提示」を受けることが原則となれているが、郵送で行う場合と同様、本人確認書類の写しの「提出」で可としていただきたい。
提案理由	「マイナンバーカードの普及率が低く、マイナンバーの提供を受ける取引について、対面(店頭・渉外等)での円流な申込受付等に支障をきたしている。有効性(住所変更の有無等)を確認したうえであれば、郵送の場合と同様に、本人確認書類(写し)の提示でも取扱可能と考えられる。 「特に中小法人の役職員は、総務部署にマイナンバーの写しを提出しているケースが相応にあり、写しの提示で取扱が許容されれば、原本を持たない役職員からの急な投信取引等の申出にも対応が可能となるもの。(実際、法人取引先への訪問時、法人オーナーや当該取引先の役員から投信口座開設等の申出を受けるも、「原本はないが、会社に写しならある」という事例が散見。現行ルールでは、先方に当日取引の意向があっても、翌日以降の手続を案内せざるを得ず、顧客利便にも一部支障のケースあり) 「また、非対面チャネルでの投信口座開設時においても、撮影された本人確認書類が写しの場合、取扱不可としている現況。上記要望が実現すれば、円滑な非対面取引の普及にも繋がるもの。
提案主体	都銀懇話会
	1
	所管省庁 デジタル庁
制度の現状	マイナンバーの提供を受ける際、その真正性の確認を行わないと、他人の個人番号を告知してなりすましを行う 行為を防ぐことができなくなるため、本人から対面によりマイナンバーの提供を受ける際には、マイナンバー法に 基づき、 ・個人番号カード 又は ・マイナンバーの記載された住民票の写し及び運転免許証、運転経歴証明証など身元確認を行うことができる書 類
	の提示を受けること等の方法により本人確認措置をとることとされています。 なお、書面の送付によりマイナンバーの提供を受ける場合には、上記書類の写しの提出による本人確認措置を 認めなければ、事務に支障が生じるおそれがあることから、マイナンバー法施行規則第11条により、上記書類の 写しの提出による確認が認められています。
該当法令等	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)第16条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第12条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第1条、第2条及び第17条
対応の分類	対応不可
対応の概要	制度の現状に記載のとおり、なりすましを防止する観点からは、原本による本人確認措置を実施するべきであると考えますので、ご理解いただけますと幸いです。

区分(案)

受付日 0	所管省庁への検討要請日	令和4年6月27日 回答取りまとめ	日 令和5年2月16日
-------	-------------	-------------------	-------------

提案事項	自動車登録変更時等における書類の原本還付について
具体的内容	自動車登録変更又は抹消時などにおいて提出する書類のうち、原本の保管を要しない書類は全て原本還付をしていただきたい。
提案理由	相続時の戸籍謄本、遺産分割協議書等の相続証明書に関しては、平成28年頃より原本還付が可能となったが、 先般、相続人の成年後見人として、相続を原因とする所有者変更及び一時抹消手続きを行った際に、成年後見 登記事項証明書及び成年被後見人の住民票、成年後見人の印鑑証明書の提出を求められ、いずれも原本還付 はできない旨の説明を受けた。これらの行政文書はいずれも確認ができさえすればよく、運輸支局においては記 録として写しを保管するのみで足りるものではないか。原本提出を求めることで、国民にとって過大な負担となっ ているのではないか。今一度、相続証明書に限らず、原本の保管を要するもの、要しないものを精査していただ き、国民の負担軽減のため、原本の保管を要しないものについては、原本還付をしていただきたい。
提案主体	個人

	所管省庁 国土交通省
制度の現状	自動車登録令(昭和26年政令第256号)第16条及び第18条に基づき、登録の原因が相続となる場合等には、その事実を証する書面として登記事項証明書や住民票等が提出されることがあり、併せて新所有者に係る書面として印鑑証明書等の添付も必要となっております。これら書類の原本含め自動車の登録に係る申請書及び添付書類については、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第21条第2項において、運輸支局等において5年間保存しなければならないと定められております。
該当法令等	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第21条(自動車登録ファイルの記録等の保存)
対応の分類	検討を予定
対応の概要	自動車の所有者の権利を確実に保全するため、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第5条(登録の一般的効力)により、登録に対抗力を与えることで、自動車の所有権の公証を行っております。登録の内容が真正なものであるためには、登録という行政行為が、公的機関(国土交通省)によって管理され、厳正な手続きによって行われる必要があります。そのため、各種書類の原本提出を求めているところです。 写しでの取り扱いについては、申請者が写しを持参するか、職員が窓口で複写を行うことになりますが、持参する写しの精度や職員による複写、原本との照合に時間を要する等、車検証や登録事項等通知書等の交付までの待ち時間が更に増加することが考えられます。 相続については、不動産の相続登記といった他の財産の相続手続にも戸籍謄本等を使用することから、申請者の負担軽減を図る観点から申請者からの求めがあった場合は原本を返却しておりますが、その他の書類の取り扱いについても検討してまいります。

区分(案)	<b>©</b>
-------	----------

受付日	0 所管省庁への検討要請日 令和4年12月15日 回答取りまとめ日 令和5年2月16日
· · · · ·	
提案事項	社会的損失の抑止に向けた相続手続の効率化
具体的内容	相続手続を効率化すべく、各種書類や制度について次の通り早期に見直すよう求める。 ①手続に必要な戸籍・除籍・改製原戸籍謄抄本を電子的に交付すべきである。 ②遺産分割協議書や遺言内容についてマイナンバーカードの電子署名機能を用いた電子的な作成を容認すべきである。 ③マイナンバーカードを用いた法定相続人の認証および、同意を前提とした関係機関でのデータ参照を可能とすることで、相続手続全体のワンストップ化とワンスオンリーを実現すべきである。なお、法定相続人のオンライン認証は、公的個人認証(JPKI)を利用した民間サービスで行えるものとすることが望ましい。
提案理由	わが国国内の年間死亡者が140万人を超え、なおも増加傾向にあるなか、相続人や行政・司法機関、金融機関等が行う相続手続に係る負担が大きな社会課題となっている。その一つに、相続手続に関する諸制度が書面を前提とし、本人意思の確認に捺印や対面を求められることがある。例えば、戸籍証明書は未だ窓口・郵送で交付されるため、収集する相続人や提出先である金融機関等の事務負担が大きい。また、相続税申告や相続登記の申請等各種手続時に添付する遺産分割協議書は相続人全員の署名捺印を必要とするため、とりわけ相続人が多く、遠方に居住しているケースでは多大な労力が必要となる。そのほか、各関係機関において法定相続人であることを確認する際、相続人・被相続人の戸籍証明書一式を都度提出する必要があり、相続人側、関係機関側双方で都度提出・確認の手間を要している。  (要望実現により)相続人や各関係機関における相続手続の負担が大幅に軽減され、デジタル技術によるサポートや行政側からの通知により、被相続人や相続人の知識不足に起因する無用のトラブルや手続漏れの防止も可能になる。また、資産承継準備の環境整備が進むことで、資産凍結や相続トラブルといった社会的損失の抑止にも資する。2024年4月の相続登記の義務化を視野に入れ、手続のデジタル化によって相続人や関係機関の負担を軽減すべきである。
	│ │一般社団法人日本経済団体連合会
3/C219—11	
	所管省庁 法務省(合議(③))デジタル庁総務省
制度の現状	①戸籍事務にオンラインシステムを導入することについては、戸籍事務を管掌する各市区町村長の判断によることとされています。 ②遺産分割協議について、共同相続人は、被相続人が遺言で禁じた場合を除き、いつでも、その協議で、遺産の全部又は一部を分割することができます。また、遺言には、一般的に、自筆証書遺言、公正証書遺言、秘密証書遺言の3種がありますが、現状では、いずれも書面により作成することが想定されています。 ③「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)において、死亡・相続ワンストップサービスを推進することとされています。
該当法令等	①情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項 戸籍法施行規則第79条の5第1項 ②遺産分割協議について、民法第907条第1項。遺言について、民法第967条から同第969条及び同第970条。 ③なし
対応の分類	①現行制度下で対応可能②遺産分割協議につき事実誤認。遺言につき検討を予定。③その他
対応の概要	①御提案の内容については、相続手続の効率化の検討に当たっての参考とさせていただきます。 ②遺産分割協議については、民法上、方式の定めはなく、電子的な作成を制限する規制は存在しません。 遺言については、令和4年6月に閣議決定された規制改革実施計画に基づき、自筆証書遺言制度のデジタル化に ついて、令和4年度中に必要な検討を開始し、令和5年度中を目途に一定の結論を得ることとされています。 ③制度の現状欄の記載のとおり、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に基づき、死亡・相続ワンストップサー ビスの推進のため、法定相続人の特定に係る遺族等の負担軽減策等について検討してまいります。御提案の内容 については、検討に当たっての参考とさせていただきます。

区分(案) ◎

受付日	0 所管省庁への検討要請日 令和5年1月24日 回答取りまとめ日 令和5年2月16日
םנוע	VINE 自分 (V)快的安丽日 1740年1月27日   四日
提案事項	(マイナンバー)本人確認書類について、本人確認を対面で行う場合の取扱いについて
具体的内容	本人確認書類(【要望理由】欄に掲載の図をご参照)について、本人確認を対面で行う場合は、本人確認書類(原本)の「提示」を受けることが原則とされているが、郵送で行う場合と同様、本人確認書類の写しの「提出」で可としていただきたい。
提案理由	「マイナンバーカードの普及率が低く、マイナンバーの提供を受ける取引について、対面(店頭・渉外等)での円滑な申込受付等に支障をきたしている。有効性(住所変更の有無等)を確認したうえであれば、郵送の場合と同様に、本人確認書類(写し)の提示でも取扱可能と考えられる。 「時に中小法人の役職員は、総務部署にマイナンバーの写しを提出しているケースが相応にあり、写しの提示で取扱が許容されれば、原本を持たない役職員からの急な投信取引等の申出にも対応が可能となるもの。(実際、法人取引先への訪問時、法人オーナーや当該取引先の役員から投信口座開設等の申出を受けるも、「原本はないが、会社に写しならある」という事例が散見。現行ルールでは、先方に当日取引の意向があっても、翌日以降の手続を案内せざるを得ず、顧客利便にも一部支障のケースあり) 「また、非対面チャネルでの投信口座開設時においても、撮影された本人確認書類が写しの場合、取扱不可としている現況。上記要望が実現すれば、円滑な非対面取引の普及にも繋がるもの。
 提案主体	都銀懇話会
Г	所管省庁 デジタル庁 マイナンバーの提供を受ける際、その真正性の確認を行わないと、他人の個人番号を告知してなりすましを行う
	行為を防ぐことができなくなるため、本人から対面によりマイナンバーの提供を受ける際には、マイナンバー法に基づき、 ・個人番号カード 又は
制度の現状	・マイナンバーの記載された住民票の写し及び運転免許証、運転経歴証明証など身元確認を行うことができる書類の提示を受けること等の方法により本人確認措置をとることとされています。なお、書面の送付によりマイナンバーの提供を受ける場合には、上記書類の写しの提出による本人確認措置を認めなければ、事務に支障が生じるおそれがあることから、マイナンバー法施行規則第11条により、上記書類の写しの提出による確認が認められています。
該当法令等	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)第16条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第12条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第1条、第2条及び第11 条
対応の分類	対応不可
対応の概要	制度の現状に記載のとおり、なりすましを防止する観点からは、原本による本人確認措置を実施するべきであると考えますので、ご理解いただけますと幸いです。

区分(案) ◎

受付日	0 所管省庁への検討要請日 令和5年1月24日 回答取りまとめ日 令和5年2月16日
提案事項	自治体DXの更なる加速・完全実施に向けた後押し
具体的内容	1. 国・先進団体からの自治体DX応援職員(常駐)の派遣の仕組みの整備、国による地方公共団体の既存システムの統一評価の実施等、人材・ノウハウ面での支援を充実させること 2. 標準化法第9条第2項に基づく標準様式の採用等に関する国の調査等の結果を定期的に公表する等により、幅広い住民・国民による自治体DXの状況のモニタリングを確保すること
	3. 国としての目標がすべての地方公共団体における完全実施であることを明確化し、現在示されている移行等の期限経過後も、その達成まで必要な支援を継続するとの意志を明確に示すこと 国の思い切った改革により、自治体DXを巡る環境は劇的に進化。デジタル庁の設置、地方公共団体情報システ
提案理由	ム標準化法の制定(ガバメントクラウドの導入・ぴったりサービスを利用した標準様式)、デジタル基盤改革支援基金等が実現した。一方、一部の自治体ではオンライン化未対応又は独自システムを継続している。  ・マイナンバーサービスを利用したオンライン申請手続き:マイナンバーカードの普及の遅れやガバメントクラウド
	・マイテンハーサービスを利用したオンライン申請手続き:マイテンハーガートの音及の遅れやガバメントグラットへの移行との作業の重複もあり、2022度末とされている対応目標が各団体において明確に意識されておらず、2022年3月現在、約7割の団体において、ぴったりサービスと基幹システムとの連携が未対応。
	・クラウドへの移行を含めた基幹系システムの標準化:既に独自システムを採用している大規模団体及びスケールメリットに乏しい小規模団体を中心に取組みのメリットを十分に把握・説明することができず取組みの推進を躊躇するものがみられ、2022年3月現在、約4割の団体においてオンライン申請手続きそのものに未対応。

提案主体	一般社団法人 日本IT団体連盟
	所管省庁 総務省
制度の現状	○自治体DX推進のための人材・ノウハウ面での支援 地方公共団体が重点的に取り組むべき事項や国による支援策等を取りまとめた「自治体DX推進計画」や、地 方公共団体がDXを推進するに当たって想定される一連の手順を定めた「自治体DX推進手順書」を策定・公表 し、地方公共団体におけるDXの取組を支援しています。 また、市町村がCIO補佐官等として外部人材の任用等を行うための経費について、地方財政措置を講じていま す。 ○地方公共団体の情報システム標準化・共通化、行政手続のオンライン化 令和4年10月に「地方公共団体情報システム標準化基本方針」を閣議決定しています。 「デジタル基盤改革支援補助金」で標準化及び行政手続のオンライン化の財政的な支援を実施しています。
該当法令等	地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(令和三年法律第四十号)第8条第2項、第9条第2項等地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令(令和四年政令第一号)
対応の分類	現行の制度下で対応可能
対応の概要	ご提案の内容等について不明瞭な部分があることから、回答が困難な部分もございますが、以下のとおりお答えいたします。 ・自治体DXを推進するため、地方公共団体が重点的に取り組むべき事項や国による支援策等を取りまとめた「自治体DX推進計画」や、地方公共団体がDXを推進するに当たって想定される一連の手順を定めた「自治体DX推進手順書」を策定・公表し、地方公共団体におけるDXの取組を支援しています。引き続き、国の取組の進捗等を踏まえ、計画等の必要な見直しを行うことで、地方公共団体におけるDXの取組を着実に進めてまいります。 ・人材面では、令和3年度から、市町村がCIO補佐官等として外部人材の任用等を行うための経費について、地方財政措置を講じています。令和5年度からは、都道府県等における市町村支援のためのデジタル人材の確保や、地方公共団体におけるデジタル化の取組の中核を担う職員の育成に要する経費について、新たに地方財政措置を講ずることとしているほか、総務省と地方公共団体金融機構の共同事業である「経営・財務マネジメント強化事業」において、新たに地方公共団体のDXの取組を支援するための専門アドバイザーを派遣することとしています。引き続き、各種支援策により、地方公共団体におけるデジタル人材の確保・育成を推進してまいります。 ・地方公共団体の情報システム標準化・共通化の取組については、令和4年10月に閣議決定された「地方公共団体情報システム標準化基本方針」において、令和7年度までの移行を目指すことが示されているところであり、地方公共団体が円滑に移行することができるよう、引き続き、その実情やご意見等も丁寧に伺いながら、必要な支援を検討してまいります。また、行政手続のオンライン化については、令和4年度末を目指して、原則、全ての地方公共団体で、特に国民の利便性の向上に資する行政手続について、マイナポータルからマイナンバーカードを用いたオンライン手続を可能にするため「デジタル基盤改革支援補助金」で財政的な支援をするとともに「自治体の行政手続のオンライン化に係る手順書」及び「自治体の行政手続のオンライン化に係る手順書」及び「自治体の行政手続のオンライン化に係る手順書」及び「自治体の行政手続のオンライン化に係る手順書」及び「自治体の行政手続のオンライン化に係る申請管理システム等の構築に関する標準仕様書」で技術的な支援もしているところです。手順書等については、令和5年度以降も引き続き改定を行い自治体への支援をしてまいります。

区分(案)

## 規制改革ホットライン処理方針 (令和5年2月17日から令和5年3月13日までの回答)

### 共通課題対策ワーキング・グループ関連

提案事項	所管省庁 回 答	区分(案) (注)	別添の該当 ページ
固定資産税・都市計画税の納税通知書・課税明細書の電子化の早期実現	検討に着手	0	1
税・公金の電子納付の推進	(a)対応 (b)検討に着手	0	2
固定資産台帳をオンラインでの閲覧	その他	0	3

### (注)

0	各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
0	所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
Δ	再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付日	0 所管省庁への検討要請日 令和2年12月18日 回答取りまとめ日 令和5年3月13日
提案事項	固定資産税・都市計画税の納税通知書・課税明細書の電子化の早期実現
具体的内容	固定資産税・都市計画税の納税通知書・課税明細書の全自治体統一の書式・フォームによる電子化を早期に進めていただきたい。
提案理由	・固定資産税・都市計画税の納税通知書・課税明細書については、自治体ごとに異なった書式・フォームにて、紙媒体で送付されている(課税明細書については、地方税法施行規則第14条で様式が定められているが、各自治体の裁量により、変更されている)。 ・事業者は、毎年4月から6月にかけて全国から集中して送付される固定資産税・都市計画税の納税通知書・課税明細書を確認し、期限までに納税している。しかしながら、紙媒体で送付されているため、テレワークでの対応ができず、また自治体ごとに書式・フォームが統一されていないため、内容の解読とシステムへの情報の登録に多大なる手間と時間を費やしており、特に、全国に大量の不動産資産を保有する民間事業者の負荷が大きい。・総務省にて、納税通知書や課税明細書が全国統一フォーマットの下で電子的に送付される仕組みを構築することについてご検討をいただいており、また、「規制改革実施計画」(令和2年7月)においては、令和2年度以降、順次措置として「地方公共団体における実情を把握しつつ、申請手続の完全オンライン化及びオンライン利用の普及に向け取り組む」とされているが、実現されるまでには相当の時間を要すると考えられる。・そこで、電子化に向けた固定資産税・都市計画税の納税通知書・課税明細書の全自治体統一の書式・フォームによる電子化の早期実現を要望する。・要望の実現により、事業者の事務負担が軽減、生産性が向上するとともに、事業者のテレワークの推進にも資する。
提案主体	一般社団法人生命保険協会
	所管省庁    総務省
制度の現状	・固定資産税・都市計画税の納税通知書・課税明細書については、自治体ごとに異なった書式・フォームにて、紙媒体で送付されています。
該当法令等	地方税法施行規則第14条
対応の分類	検討に着手
対応の概要	・令和4年8月31日に策定した税務システム標準仕様書【第2.0版】において、固定資産税・都市計画税の納税通知書・ 課税明細書は帳票レイアウトや帳票印字項目を定めており、標準準拠システムへの移行後は書式の統一化が進むと 考えています。 ・令和4年4月1日の総務大臣通知「地方税法、同法施行令、同法施行規則の改正等について」において、地方団体に 対して、「地方税の処分通知等(課税明細書等の添付書類を含む。)については、納税義務者である事業者等から、書 面による通知と合わせて、容易に判読可能なデータ形式での提供が求められた場合には、各地方団体においては、事 業者等からの求めに応じて当該データを提供することについて、積極的に検討いただきたい」旨、周知し、さらに、上記 仕様書の公表時には、地方団体に対し、「標準仕様書【第2.0版】に基づく基幹税務システムにおいては、【第1.0版】と同 様に、納税者が必要とする課税明細書等の情報が容易に機械判読可能なデータで出力可能とされていること」等を周 知しています。 ・また、地方税関係通知(課税明細書等の添付書類を含む。)のデジタル化については、学識経験者、地方団体、経済 団体や金融団体等から構成される「地方税における電子化の推進に関する検討会」の下に、実務者ワーキンググルー プを設け、令和4年3月から検討を行いました。実務者ワーキンググループのとりまとめを9月に策定し、このとりまとめ を踏まえた議論を、同月から検討会本体においても行い、とりまとめを11月に策定しました。今後も電子化に向けて具 体的に検討してまいります。

区分(案)	0
-------	---

- , , -		A		A
受付日 0	所管省庁への検討要請日	今知で任く日4日1	回答取りまとめ日	令和5年3月13日
טנואו U	11.11 6 8 11 、22 12 61 女明 4	リルカナンフォロー	ロロロタンかしいロ	リルカーシカーシロー

· ·	
提案事項	税・公金の電子納付の推進
具体的内容	(a) 「地方税共通納税システム」について、利用可能税目を拡大する。 (b) 納付に必要な情報を格納したQRコードの納付書への付与を推進する。
提案理由	○税・公金の多くは、書面の納付書により納付されており、納付者、収納機関(国・地方自治体)、銀行にとって多大なコスト負担となっている。 — 「税・公金収納・支払の効率化等に関する勉強会」の調査レポート(2019年3月14日)によると、電子納付の利用は約32%に留まる。また、同レポートによると、税・公金収納に係る金融機関全体の主なコストは年間約622億円にのぼる。 — 書面による税・公金の納付は、地方銀行全体で年間約1億3千万件にのぼる。 (a)「地方税共通納税システム」について、利用可能税目を拡大する。 ○2019年10月の「地方税共通納税システム」の稼働により、全ての地公体に対して地方法人二税等の電子納付を行える仕組みが実現した。利用可能税目が拡大(固定資産税や自動車税等)されれば、利用者利便の向上に資する。 — 「成長戦略フォローアップ」(2020年7月17日閣議決定)において、「地方税共通納税システムの対象税目の拡大として、(中略)納税者からの要望が多い税目への拡大について検討を継続し、システムの利用促進に向けた今後の方向性を得る」とされている。 ○「地方税における電子化の推進に関する検討会」(全銀協、経団連、総務省、地方税共同機構等で構成)において検討が進められていると認識しており、早期の実現に向けて検討を進めてほしい。 (b)納付に必要な情報を格納したQRコードの納付書への付与を推進する。 ○現行の納付書に、納付に必要な情報を格納した全国共通のQRコードが印字されれば、以下のように納付者の利便性向上、収納機関(国・地方自治体)・銀行の事務効率化、コスト削減につながる。・納付書:、納付に必要な情報を格納した全国共通のQRコードを読み取って約付するサービスが提供されれば納付方法が多様化する(非対面納付が可能になる)。・納の代理金融機関のみで受付可能)。また、スマートフォンでQRコードを読み取って納付するサービスが提供されれば納付方法が多様化する(非対面納付が可能になる)。・収納機関(国・地方自治体)・銀行から消込情報をデータで受領できるようになれば、消込作業にかかるコストを大幅に削減できる。納付方法の多様化により、徴収率の向上が見込める。・収約機関(国・地方自治体)の会計規則等が改正されれば、書面の納付書の仕訳・搬送作業が不要になる。
提案主体	一般社団法人全国地方銀行協会

	所管省庁    総務省
制度の現状	(a)(b) 地方税共通納税システムにおける対象税目は、令和元年10月の運用開始時点において、主として法人向けの税目である、法人住民税、法人事業税、個人住民税(給与所得又は退職所得に係る特別徴収分)及び事業所税としている。 また、令和3年度税制改正大綱において、固定資産税等の賦課税目については、令和5年度以後の課税分から地方税共通納税システムの対象税目に加えることとされた。
該当法令等	(a)地方税法第747条の5の2
対応の分類	(a)対応(b)検討に着手
対応の概要	(a) 対応済み。 (b) 地方税については、地方税統一QRコードを活用した収納を令和5年4月から開始します。

区分(案)	0
-------	---

### 提案内容に関する所管省庁の回答

受付日	0 所管省庁への検討要請日	令和3年10月12日 回答取りまとめ日	令和5年3月13日
-----	---------------	---------------------	-----------

提案事項	固定資産台帳をオンラインでの閲覧	
具体的内容	固定資産台帳をオンラインでも見れるようにして欲しい	
提案理由	固定資産台帳を閲覧しに行くには区役所などに出向く必要があり非常に不便なため。	
提案主体	個人	

	所管省庁 総務省
制度の現状	各課税庁における固定資産課税台帳の閲覧方法については、地方税法第382条の2第2項において、「市町村長は、前項の規定により固定資産課税台帳又はその写しを閲覧に供する場合には、固定資産課税台帳に記載をされている事項を映像面に表示して閲覧に供することができる。」とされています。
該当法令等	地方税法第382条の2
対応の分類	その他
対応の概要	現在、総務省において、地方税に係る行政手続のオンライン化を進めており、その一環として、固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書について、今後、オンラインでの交付が可能となる予定となっています。

区分(案)	0